

ヘルメット着用努力義務化について

(群馬県交通安全条例一部改正)

群馬県教育委員会

近年の交通情勢に鑑み、本県では下記のとおり群馬県交通安全条例が一部改正されました。

<改正のポイント>

1. 自転車乗車用ヘルメットの着用 → 努力義務化
2. 自転車保険(加害)の加入 → 義務化

令和3年4月1日から施行

1. [ヘルメットの着用について]

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものであり、ヘルメットを着用することは命を守ることに繋がります。高校生の着用が定着するように下記のとおり取組を進めて参ります。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等学校	県交通安全条例改正 ヘルメット準備 県下一斉着用開始	ヘルメット着用への定着移行期間 (学校・家庭での着用促進)	ヘルメット着用の定着化 ヘルメットを被らないと恥ずかしい県へ
その他	条例改正施行「努力義務化」県民全体に啓発		

* 令和3年4月1日から条例改正になりますが、ヘルメットの準備等に時間が必要なため、令和3年度2学期当初を目途に県下一斉に着用を開始したいと考えています。

なお、ヘルメットの種類については、特段、決まりはありませんので、中学校で使用したものや一般に販売しているものを各家庭で準備していただいで結構です。

また、学校でも4月に入ってからの県の推奨品を紹介します。4月末の締め切りで注文を受け付ける予定です。

2. [自転車保険(加害)の加入について]

自転車保険加入の義務化について、

本校では、全生徒が<全国高P連賠償責任補償制度>に加入をしております。

当該保険は、自転車事故の賠償も含んでいます。

また、各家庭に加入を勧めております、<高校生総合補償制度>も自転車事故の賠償を含んでいます。その他、必要に応じて自転車保険等への加入をお願いいたします。